

法科大学院における成績評価基準のガイドライン

(令和3年2月12日法科大学院教員会議決定)

I 成績評価の基準

1. 成績評価は、法科大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる養成する法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の達成度に応じて行うこととする。
2. 成績評価は、秀優良可不可の5段階に分けて判断する。秀優良可の成績評価は相対評価とし、不可については絶対評価とする。なお、「秀」は「優のなかの上位者」という意味で、原則として、「秀」は「優」の数を超えないものとする。ただし、「秀」の該当者がいない場合も許容される。ただし、科目の特性に応じて、合格不合格の2段階等他の方法で評価することを妨げない。
3. 成績評価は、原則として、以下の分布基準で行うこととする。なお、以下の分布基準は法科大学院生のみを対象とする。

①履修者数（不可の者を含む）が25名以上の科目、基礎プログラムの科目（民事法基礎ゼミを除く）、深化プログラムの科目

- i) 優および秀：15%から30%まで。ただし、20%から25%までであることが望ましい（この割合については、不可の者は分母に加えない）。
- ii) 良：「可」よりも多いものとする。
- iii) 可：「良」よりは少ないが、一定数存在するものとする。
- iv) 不可：特に割合は定めないものとする。

②履修者数（不可の者を含む）が10名から24名までの科目

- i) 優および秀：60%以下。ただし、30%以下であることが望ましい（この割合については、不可の者は分母に加えない）。
- ii) 良：「可」よりも多いものとするが、「可」と同数の場合もありうるものとする。
- iii) 可：「良」よりは少ないものとするが、「良」と同数の場合もありうるものとする。また、該当者がいない場合もありうるものとする。
- iv) 不可：特に割合は定めないものとする。

③履修者数（不可の者を含む）が10名未満の科目

このような科目にあっても、厳格で適格な成績評価を徹底し、特に同一の成績区分に評価が集中することは避けるものとする。具体的には、最低でも履修者（不可の者を含む）の20%程度は、他とは別の成績区分にするよう努めることとする。

4. 上記3.で示した分布基準を外れる場合、担当教員は、『成績分布に関する理由書』を提出し、原則として、成績判定会議においてその理由を具体的に説明するものとする。
5. 担当教員が提出した成績評価が上記3.で示した分布基準を満たさない場合、成績判定会議等において、成績評価の再検討を要請する場合がある。

II 成績評価の方法

1. 授業ごとに、中間試験、期末試験、出席状況、レポート、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等のどのような要素で評価するかを決定する。
2. 単位取得要件としての出席回数は、原則として、3分の2以上とする。ただし、出席状況は履修者として成績評価の対象となるかどうかの判断のみに使用し、出席それ自体を点数化して評価に算入することはできない。
3. 具体的な評価方法は、担当教員が定める。

Ⅲ シラバスへの記載方法

1. 授業担当教員は、「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。

「成績評価の基準」については、「到達目標」を記載する。

「成績評価の方法」については、下記の例を参考に具体的な評価項目とその割合等を明記して、シラバスに記載する。

(例1) 中間試験と期末試験で評価する場合

中間試験(40%)と期末試験(60%)で評価する。

(例2) 出席状況、中間試験、期末試験で評価する場合

70%以上の出席が成績評価の前提条件。中間試験(30%)と期末試験(70%)で評価する。

(例3) 期末試験に授業への参加状況を加味する場合

期末試験の成績(8割程度)に授業内での応答などの平常点(2割程度)を加味して評価する。

(例4) ゼミ形式の授業等で複数の要素を加味する場合

提出された起案・レポート・報告内容・議論への参加状況(各25%)等で評価する。

2. 科目の特性に応じて特定の評価方法を採用する場合、その旨シラバスで周知するか、授業開始後可及的速やかに学生に周知するものとする。